

マイナ保険証と現行の健康保険証の両立を求める陳情

(福祉健康委員会付託)

受 理 番 号 第 5 1 号

受理年月日 令和 6 年 9 月 1 1 日

付託年月日 令和 6 年 9 月 2 6 日

陳 情 者

陳 情 原 文 政府は、2023年6月2日に改正マイナンバー法を可決・成立させました。これによりマイナンバーカードに健康保険証機能（以下マイナ保険証）を持たせ、従来の健康保険証は2024年12月2日に廃止し、マイナンバーカードを作成しない、あるいは、発行できない国民には資格確認書を発行する方針が出されています。

総務省が公表した「マイナンバーカードの交付・保有状況（令和6年6月末時点）」によると、江戸川区における人口に対する保有率は72.8%で、区民の4人に1人以上が未だマイナンバーカードを保有していない状況です。また、厚労省が公表した「オンライン資格確認マイナ保険証の利用実績（同年6月）」によると、東京都におけるマイナ保険証の利用率は7.25%に留まっています。マイナ保険証の保有率、利用がなかなか進まない状況にもかかわらず、受診時によるエラーや別人の個人情報が出るなど、マイナ保険証に関するトラブルは多発しており、利用することに国民が一定の不安を抱えている事は、利用率から十分に推察できます。

突然の義務化と情報漏洩・セキュリティ対策の不安により、地域住民の健康を支える、「いわゆるかかりつけ医」となる町の医療機関が閉院を決定したという一部マスコミによる報道もされています。地域医療の数と質を下げることに繋がる恐れがあり区民生活への大きな問題に発展しかねません。マイナ保険証をつくる事のできない人には、紙の資格確認書で対応、使用時にエラーが出た際には、結局は健康保険証に頼らざるを得ない現状において、健康保険証の廃止とマイナ保険証の一律使用を2024年内に完全実施することは、あまりにも早急です。このまま進めば区民をはじめとした国民が混乱をきたすことは必至です。

つきましては、貴議会において、マイナ保険証と現行の健康保険証の両立を求めるよう、下記のとおり陳情いたします。

記

2024年12月から始まる健康保険証の廃止を延期して、当面の間、マイナ保険証と現行の健康保険証との両立を求めるように、国に意見書を提出してください。